

第710号
 2016.8.23(火)

福島県商工会第24次定期総会

△日 時 8月24日(水) 午後3時受付 3時30分開始
 △場 所 ウリ信用組合福島支店 2階会議室

第1部 講演会
 「時代の転換期と朝鮮半島」
 ～朝米・北南・朝日、そして在日同胞社会～
 講師 金昌宣氏 (商工連合会 副理事長)

第2部 商工会定期総会
 * 総会終了後宴会を予定しています。
 (参加費 3,000円)

会津ふれあいコンサート

会津若松市の会津清掃有限会社より、自社主催のコンサートを行うので、同胞の皆さんもどうぞ！とお誘いを受ました。

8月27日(土) 17:00 開場 17:30 開演
 会津文化センター (会津若松市) 入場無料

出演 東京シティ・フィルアンサンブル(東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団の団員有志)
 演目 サウンド・オブ・ミュージック 美しく青きドナウ
 水上の音楽 会津磐梯山 他

同胞法律・生活センター通信 国民年金～保険料の納付が困難な時 免除制度と猶予制度

今年度の国民年金保険料は月額16,260円。日本に住所がある20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、所得の多い少ないにかかわらずこの保険料を納付しなければなりません。経済格差が進行し、「貧困」が社会問題にもなる中、毎月の保険料が負担で、滞納・未納の人も多くこれも問題になっています。収入が減少したり、病気や失業などで支払が困難になった場合、年金保険料の納付を免除・猶予する制度—保険料免除制度・納付猶予制度—があります。

免除あるいは猶予の申請手続きをし、保険料が免除・あるいは納付猶予になった場合は、受給資格期間(25年)に算入されます。

●保険料免除制度

所得の少ない人が対象です。本人・世帯主・配偶者の前年度の所得が一定額以下の場合、申請ができます。

所得に応じて、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。

保険料免除の場合、免除の期間・免除の額に応じて年金額が計算され、全額免除の場合でも保険料の全額支払った場合の2分の1が支給されます。* 失業した人の「特例免除」があります。

●納付猶予制度

本人と配偶者の前年度の所得のみを基準に納付を猶予するものです。これまでは30歳未満の若年者が対象でしたが、今年の7月1日より50歳未満に対象が拡大されました。納付猶予の場合、免除制度とは異なり、猶予された期間は年金額に反映しません。

* 学生はこの納付猶予制度の対象とはならず、別途「学生納付特例制度」があります。

上記の免除・納付猶予の制度には将来の年金額を増やすため、免除・猶予された保険料を後に10年まで遡って納付することができる追納制度があります。(文責 同胞法律・生活センター)

エルファテレビ今週のおすすめ

「ミリム航空クラブ・飛ぼう、大空へ！」
 最近ウリナラで始まったピョンヤン市内の遊覧飛行の様子です。祖国訪問の際にぜひチャレンジしてみたいかがでしょうか？

今週の放射線量

(ハッキョ自動測定器)

15日(月)	0.111	19日(金)	0.097
16日(火)	0.110	20日(土)	0.114
17日(水)	0.097	21日(日)	0.114
18日(木)	0.097		

24	25	26	27	28	29	30
水	木	金	土	日	月	火
商工会定期総会			会津ふれあいコンサート			